

# 福祉貸付事業の融資のポイント及び自治体との連携強化について

令和6年3月

福祉医療貸付事業 行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部 福祉審査課

## 償還の確実性

### 資金計画の確実性

- ・借入金額の適正規模の検証
- ・自己資金・運転資金の十分性検証
- ・協調融資条件、つなぎ資金検証

### 債権保全の実効性

- ・担保提供物件の検証
- ・保証人の意思確認
- ・敷地の購入価格、借料の検証

### 財務状況の健全性

- ・財務、収支状況の検証
- ・既往借入金の償還状況の検証

## 地域の福祉と医療の向上

### 事業規模の適正性

- ・ **事業費の検証**
  - 1 定員当たりの建物面積
  - 1 m<sup>2</sup>当たりの建築単価等
- ・建物構造、建築規模の検証

### 事業実施の確実性

- ・待機者等の需要動向確認
- ・ **人材確保手法の検証**
- ・入居者・スタッフの処遇確認
- ・職員の研修計画確認

### 事業の継続性

- ・周辺の整備状況、競合の確認
- ・ **将来にわたる地域需要の確認**

### 行政庁の関与度合

- ・公募要件等の内容確認
- ・認可申請、補助金等の協議状況確認
- ・意見書記載事項確認
- ・法人監査事項確認

### 法人経営の健全性

- ・今次計画の背景の確認
- ・経営者のビジョンの確認
- ・ガバナンス体制の確認

# 融資のポイントを活用した融資相談について

当機構では、平成22年4月より「融資のポイント（ガイドライン）」を設け、融資相談を行っております。その際にはWAMの貸付残高を有する約39,000件から提出される豊富な資料に基づき分析された各種データを活用しています。

## 融資のポイント （ガイドライン）

- ① 法人運営の健全性
- ② 計画の必要性
- ③ 現状の運営状況・収支状況
- ④ 建築規模の妥当性
- ⑤ 入居者処遇やスタッフ処遇
- ⑥ 借入額の適正規模
- ⑦ 収支計画・償還計画の確実性
- ⑧ 債権保全の実効性



豊富なデータ・  
優良事例

事業計画規模や建築  
レイアウト等の助言

問題点及び課題の把握・共有・解決



安定的な施設経営に貢献

「融資のポイント（ガイドライン）について」は、当機構のホームページにも掲載されております。

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス <https://hp.wam.go.jp/hp/>

# こんな整備計画に“要注意”

## 建築工事費（建築単価）が相場と乖離

- ・ 建築工事費（建築単価）が相場よりも高い  
→ 職員の意見などを聞きすぎて華美な仕様になっている  
(参考) 令和3年度着工分建築単価（WAM融資データ）※
  - ・ ユニット型特養327千円/m<sup>2</sup> ・ 保育所で402千円/m<sup>2</sup>(※令和4年度以降も上昇を続けており、現時点では令和3年度建築単価から2割程度の上昇が見込まれる。)

### 相場と乖離していると…

- ・ 借入金が多く返済できない
- ・ 逆に相場より過度に低いと  
入札不調で年度内着工不可に

## 人材確保策があいまい

- ・ 「知り合いに声をかけています」  
→ 「穴埋め」くらいはできるけど大量採用には不向き
- ・ 「ハローワークを活用します」  
→ 優秀な人材と出会える可能性は低い
- ・ 「外国人人材を活用する見込みです」  
→ 外国人雇用は事務手続きなど思ったよりハードルが高い

### 職員が確保できないと…

- ・ 利用者の受入ができない
- ・ 利用者への接遇が悪くなる

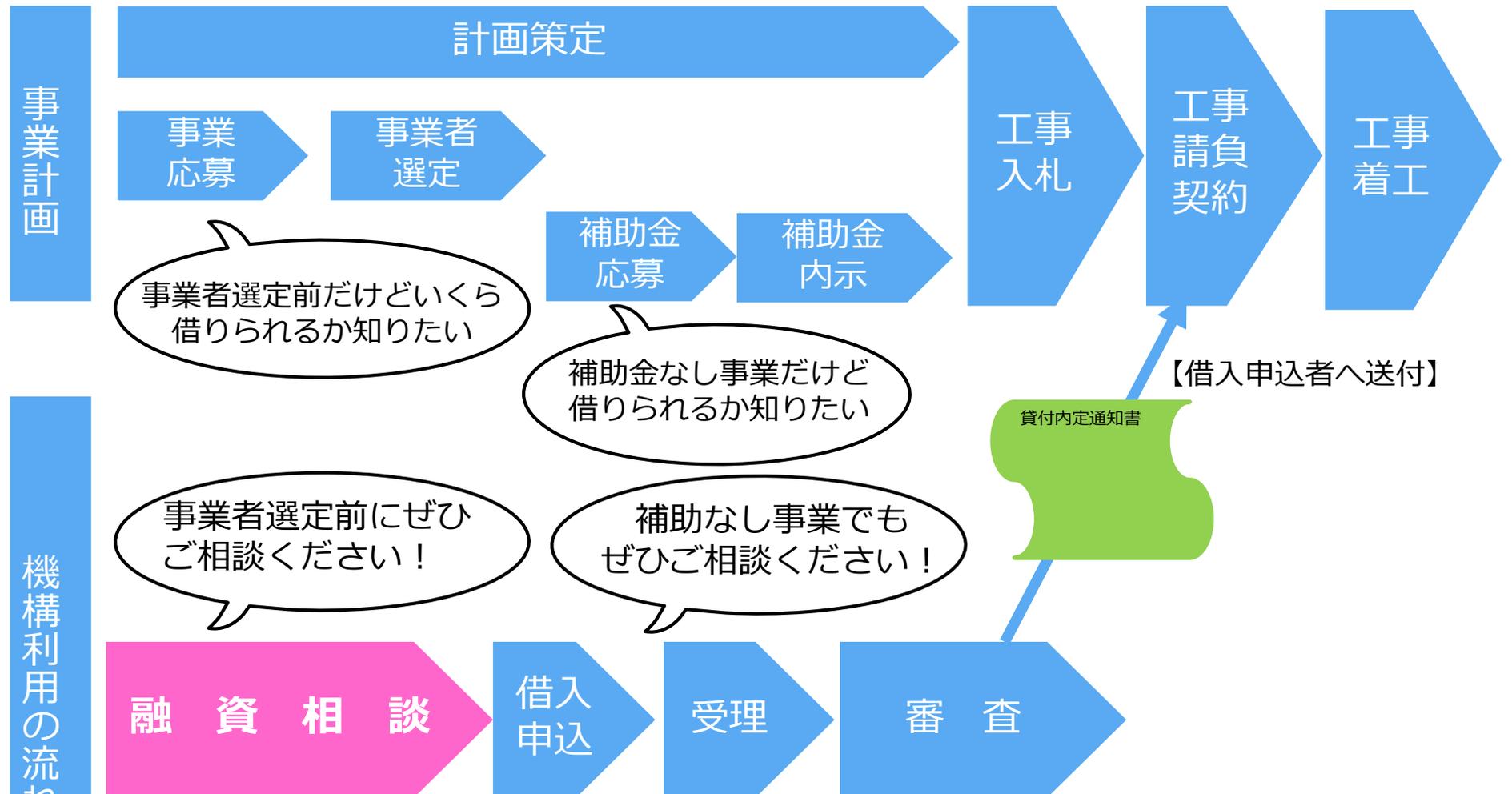
## 地域の需要に見合った内容ではない

- ・ コロナ禍で利用控えが増えているのに老人デイを新設  
→ 利用者確保のめどが立たない  
(参考)  
老人デイの利用率はコロナ禍前の2019年度は71.9%  
コロナ禍の2020年度は68.6%、2021年度は70.0%  
2022年度は68.0%

### 利用率が低いと…

- ・ ずっと赤字のまま
- ・ 職員に給与が払えない

# 融資相談時期について



令和6年度新規融資相談分から原則、**貸付内定後に工事請負契約を締結していただくよう取扱いを変更**いたしますので、早期の融資相談を事業者の方にご案内いただきますようお願い申し上げます。

# 融資相談時における行政庁の関与について

## 融資相談票

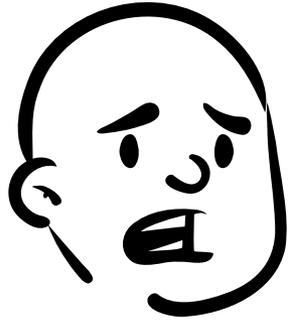
【様式第1号】

注意事項	過去5年以内にこの融資の融資者が暴力団等反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力と関係がある場合には、融資をお断りしております。	当該事実の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	福祉医療機構よりお客様宛にて「借入申込受理書」を提出する前に、今次計画に係る工事請負契約及び土地建物の売買契約又は工事請負を行った場合は、原則、融資の対象外となります。	左記取扱いに同意しました <input type="checkbox"/>	
相談日： 年 月 日			
申込相談者	法人名・会社名 (創設法人で母体となる法人がある場合は法人名)		
	代表者		
	相談者氏名・役職		
	本部所在地		
連絡先 (TEL - - - ) 携帯 (TEL - - - )			
事業計画概要	開設予定地		
	工期	入札 年 月 日	竣工 年 月 日
	施設名		
	施設種類		
	整備予定費 (建築費・設備費・土地取得費)		
	補助年度	年度 ~ 年度	補助金の種類
	建物構造	RC造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/>	整備内容
	(上段、下段いずれも横)	耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改装 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/>
	延床面積	m <sup>2</sup>	耐用年数
	資金計画 (千円・税込)	建築工事費 (うち仮設施設整備工事費)	補助金交付金
		設計監理費	機構借入金
		設備備品費	その他借入金
		土地取得費	融資期間 年 (うち返済期間 ヵ月)
		融資対象外事業費等	自己資金
		合計	0千円
【敷地の状況】	<input type="checkbox"/> 既用地 (前年度以前取得済のもの)		
(敷地面積)	<input type="checkbox"/> 今回取得 ( <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 借与) (※) 機構借入金の利用希望 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	取得(予定)時期: 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 借地 ( <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 私用地) 【借地の所有者: 】		
<賃借の場合>	(土地)・賃借期間 年 賃借料 千円/年	(建物)・賃借期間 年 賃借料 千円/年	
【今次計画動機】(今次計画に至った動機(背景)等についてご記載ください。)			
協議内容	(都道府県・市町村との協議状況) (例) ●年●月●日 ●へ相談済 ●年●月●日 ●へ補助金申請書提出予定など		
	(民間金融機関等との協議融資に係る相談状況) (例) ●年●月●日 △△銀行へ相談済など		
添付書類	<input type="checkbox"/> 決算書(直近2カ年分、社会福祉法人は借入金明細書、その他の法人は確定申告書及び動支科目内訳明細書を添付)		
	<input type="checkbox"/> 借高試算表(前期決算日から半年以上経過した時点での相談の場合のみ)		
	<input type="checkbox"/> 計画敷地の住宅地図・公図(建物の位置及び借入路を記載)		
	<input type="checkbox"/> 収入支出償還計画表(開校後の収支予想)		
	<input type="checkbox"/> 今次計画敷地・今次計画敷地上にある既存建物の全部事項証明書の写し		

- 福祉医療機構の融資においては、償還可能性だけでなく「地域の福祉と医療の向上」を重視しております。
- 融資相談時には、事業者には必ず行政庁とご相談いただいているか、また、その協議内容について融資相談票でご報告をいただきます。
- 行政庁との協議が済んでいない事業者に対しては早期に相談をするようご案内しておりますので、ご対応よろしくお願いいたします。
- 行政庁との相談は進んでいるものの、福祉医療機構との融資相談が進んでいない事業者に対しては、**早期に福祉医療機構との相談を進めるようご案内ください。**

# 福祉貸付事業の融資相談活用事例

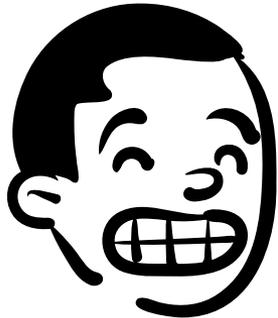
## 【参考事例】



①事業者 A (事前融資相談なし) : 100床規模の特養の公募計画。

応募時点で機構との融資相談は終了していなかったが、職員確保などを優先し、機構への相談は後回しで良いと事業者が判断していたケース

↓  
事前の融資相談が行われず、入札・着工直前の申込となったが、事業規模（資金計画）が過大であり、返済が見込めない規模の借入であった。そのため、設計変更などが発生し、公募内容とは相違する計画となったうえ、調整に時間を要したため、建築工事その他のスケジュール全般が遅延



②事業者 B (事前融資相談あり) : 地域密着型特養の公募計画。

補助金・事前協議の際、早期に機構への相談(電話連絡)を行うよう自治体側が指導。これを受け、事業者との間で融資相談を実施したケース

↓  
資金計画・償還計画に不備が認められたが、着工まで半年以上時間があつたため、この間に事業者・自治体・機構間で連携を図り、協議・調整を重ねた結果、懸案事項が解消。建築工事その他のスケジュール全般が工程通り進捗

# 意見書の取扱いについて①

## ①意見書の取扱いについて

☞ いつも意見書を発行いただきありがとうございます。当機構の貸付事業の特色として「**償還の確実性**」だけではなく、「**地域の福祉と医療の向上**」を重視しています。

意見書は、日頃より法人監査等で事業者と接する所轄庁が各種計画との整合性や、事業者の適格性、当該事業の必要性等をどのように判断されているか確認する**重要な書類**です。地域の状況に詳しい皆様のご意見を頂戴し、地域の福祉と医療の向上に資する計画であるか確認させていただきます。

☞ 近年、社会福祉法人だけではなく株式会社等が運営する施設・事業所も増えてきており、福祉貸付事業の利用も増加傾向です。法人監査等がない法人格については、地域の需要などを踏まえ、意見書を発行いただきますようお願いいたします。

## ②令和6年度における意見書の変更について

☞ 融資相談時期のスライドでご説明したとおり、**令和6年度新規融資相談分から原則、貸付内定後に工事請負契約を締結していただくよう取扱いを変更**いたします。

これまでも行政担当者様には意見書の早期交付にご尽力いただいているところですが、当該取扱いの変更により、これまで以上に意見書の交付を早めていただく案件が生じてまいります。

☞ つきましては今までに行政担当者様からいただいておりますご意見等を踏まえ、次スライド以降に意見書の変更案※を掲載いたしましたので、**各行政において事務処理等に支障を来たすものではないか等について、行政担当者様からご意見をいただきたく存じます。**

(ご意見等がありましたらスライド11に記載した連絡先までご連絡をお願いいたします。)

※スライドの記載で見づらい場合は別添PDFを印刷のうえご参照ください。

# 意見書の取扱いについて② (新旧対照表)

<新>

福祉貸付事業借入申込意見書

書類番号：2-1

**「事業の取扱い」**

借入申込法人名： \_\_\_\_\_ 施設種類： \_\_\_\_\_ 施設名称： \_\_\_\_\_

機構借入金額： \_\_\_\_\_ 協賛融資の有無：  有  無 補助金<sup>※1</sup>：  内示済  協賛中  無

〔事業の特殊性〕（該当箇所にチェックを入れてください）

災害復旧事業  老朽改修事業  既設用地有効活用政策促進事業  地域対策緊急整備事業

地すべり対策事業  高台移転事業  「まち・ひと・しごと創成総合戦略」に位置づけられる整備事業

児童養護施設等における小規模・地域分散化整備事業  母子生活支援施設の一時的委託のための整備事業

高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一（サービス付き高齢者向け住宅）の登録を受ける有料老人ホーム整備事業

既収を旨とする取外保育施設整備事業

変更

<旧>

福祉貸付事業借入申込意見書

書類番号：2-1

**「事業の取扱い及び資金計画」**

借入申込法人名： \_\_\_\_\_ 施設種類： \_\_\_\_\_ 施設名称： \_\_\_\_\_

施設整備費	機構借入金	補助金・交付金	法庫基金	国庫基金	協賛融資	その他借入金	自己資金
_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

（注）資金計画は入札の場合、設計見積りに作成してください。入札等により資金計画に変更があった場合は破線の項目は記入しなさい。

〔事業の特殊性〕（該当箇所にチェックを入れてください）

復興期からの新築事業（児童 名）（注） 内は取外保育施設整備事業  取外を旨とする取外保育施設整備事業  協賛化整備事業  高台移転整備事業

災害復旧事業  老朽改修事業  既設用地有効活用政策促進事業  地域対策緊急整備事業

地すべり対策事業  高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十二条第一（サービス付き高齢者向け住宅）の登録を受ける有料老人ホーム整備事業

児童養護施設等における小規模・地域分散化整備事業  母子生活支援施設の一時的委託のための整備事業

**〔都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の意見〕**（該当箇所にチェックを入れてください）

1 都道府県の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性（施設整備の行政かつ法人所管の所轄庁）

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-2 事業者の適格性（施設整備の行政または法人所管の所轄庁のいずれか）

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-3 事業者の適格性（施設整備の行政にも法人所管の所轄庁にも該当しない）

当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べざる立場にない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

3 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。

その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 \_\_\_\_\_ 印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 \_\_\_\_\_ (作成担当部署： \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

**〔都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の意見〕**（該当箇所にチェックを入れてください）

1 都道府県の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性（施設整備の行政かつ法人所管の所轄庁）

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-2 事業者の適格性（施設整備の行政または法人所管の所轄庁のいずれか）

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-3 事業者の適格性（施設整備の行政にも法人所管の所轄庁にも該当しない）

当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べざる立場にない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

3 当該事業に対する補助金に関する事項

当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。〔補助予算額 \_\_\_\_\_ 千円〕〔内訳は別添付表のとおり〕

当該事業に対する補助はない。

補助する予定はないが、決のとおり必要性を認めるものである。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

※ 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。

その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 \_\_\_\_\_ 印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 \_\_\_\_\_ (作成担当部署： \_\_\_\_\_ 課・室(Tel) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

削除

**〔市区町村長の意見〕**（該当箇所にチェックを入れてください）

1 市町村の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性（施設整備の行政かつ法人所管の所轄庁）

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-2 事業者の適格性（施設整備の行政または法人所管の所轄庁のいずれか）

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-3 事業者の適格性（施設整備の行政にも法人所管の所轄庁にも該当しない）

当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べざる立場にない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

3 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。

その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

市区町村の長 \_\_\_\_\_ 印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 \_\_\_\_\_ (作成担当部署： \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

**〔市区町村長の意見〕**（該当箇所にチェックを入れてください）

1 市町村の各種計画等との整合性

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。

当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

2-1 事業者の適格性（施設整備の行政かつ法人所管の所轄庁）

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。

当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-2 事業者の適格性（施設整備の行政または法人所管の所轄庁のいずれか）

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。

法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

2-3 事業者の適格性（施設整備の行政にも法人所管の所轄庁にも該当しない）

当該借入申込者に対する認可、監査権限等の関係から意見を述べざる立場にない。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

3 当該事業に対する補助金に関する事項

当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。〔補助予算額 \_\_\_\_\_ 千円〕〔内訳は別添付表のとおり〕

当該事業に対する補助はない。

補助する予定はないが、決のとおり必要性を認めるものである。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

※ 当該事業の必要性

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。

当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。

その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項（ \_\_\_\_\_ ）

なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

市区町村の長 \_\_\_\_\_ 印

独立行政法人福祉医療機構理事長 様 \_\_\_\_\_ (作成担当部署： \_\_\_\_\_ 課・室(Tel) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

※2 記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

※記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

# 意見書の取扱いについて③

## ③令和6年度の意見書の変更点について

意見書の資金計画欄及び補助金額欄等についてはこれまでも予定額での発行を可としておりましたが、資金計画欄が設けられていると金額の変更があった際に再提出する必要があると判断されやすく、借入申込時に必要な意見書の交付が遅れる要因の1つとなっておりました。

今回、意見書を変更するにあたり、「資金計画」及び「補助予定額」の欄を削除することで、**今次施設整備に係る資金計画や補助金額が確定していなくても意見書作成時点において予定されている金額をもって意見書を発行しやすくなる**と考えます。

<変更点1> 「資金計画欄」及び「補助予定額欄」の削除並びに「整備基本情報」の追加

資金計画欄及び補助予定額欄を削除し、事業の概要に「機構借入金額」「協調融資の有無」「補助金」のチェックボックスを追加する変更を行っております。

今回、補助予定額を削除しておりますが、機構の借入金額の算出にあたって、施設整備に係る補助金の予定額が必要になるため、意見書に代わるものとして、補助内示済であれば「内示書の写し」、協議中であれば「協議書の写し」のご提出をお願いします。

なお、補助予定額や入札による事業費の変更があった場合は借入申込者から確定金額のエビデンス（補助金内示書・入札結果等）を提出いただきますので、意見書の再交付は不要です。

<変更点2> 優遇融資の内容変更に伴う「事業の特殊性」の変更

福祉貸付事業における優遇融資の内容に変更がありましたので、優遇融資を適用する根拠となる「事業の特殊性」について、平仄を合わせて変更を行っております。

# 意見書の取扱いについて④

## ④令和7年度以降の意見書の変更に向けて

現行の意見書は政令指定都市及び中核市を除き、施設整備を行う市区町村とその法人を所管する都道府県の両方に意見を求めています。都道府県の担当者様から「**社会福祉法人の認可権限を市区町村（政令指定都市及び中核市を除く）に下ろしている場合、政令指定都市及び中核市と同様に単独で意見書を記載できることから、今後、都道府県と市区町村の両者から意見することは不要ではないか**」との照会をいただいています。

福祉医療機構としては意見書の役割を踏まえつつ、早期交付に向けた事務処理の簡素化を図りたいと考え、当該照会事項について、都道府県と市区町村のいずれかからの提出を可とする変更案の素案を左記のとおり作成いたしましたので、併せてご意見を賜りたく存じます。

**「③令和6年度の意見書の変更点」及び「④令和7年度以降の意見書の変更に向けて」のに関して、変更を行うことで行政における事務処理に支障を来たす場合は、下記連絡先までメールもしくは電話にてご連絡いただきますと幸いです。**

【連絡先】福祉医療貸付部 福祉審査課

課長代理 奥村 武嗣 (03-3438-0207)

E-Mail okumura200105@wam.go.jp

### 福祉貸付事業借入申込意見書

書類番号:2-1

[ 事業の概要 ]		
借入申込法人名:	施設種類:	施設名称:
機構借入金額:	協賛融資の有無: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	補助金 <sup>※1</sup> : <input type="checkbox"/> 内示渡 <input type="checkbox"/> 協賛中 <input type="checkbox"/> 無
[ 事業の特殊性 ] (該当箇所をチェックを入れてください)		
<input type="checkbox"/> 災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 老朽改築事業 <input type="checkbox"/> 既設用地有効活用政策促進事業 <input type="checkbox"/> 地震対策緊急整備事業		
<input type="checkbox"/> 拙すべり対策事業 <input type="checkbox"/> 高台移転事業 <input type="checkbox"/> 「まち・ひと・しごと創成総合戦略」に位置づけられる整備事業		
<input type="checkbox"/> 児童養護施設等における小規模・地域分散化整備事業 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設の一時的保護委託のための整備事業		
<input type="checkbox"/> 高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項(サービス付き高齢者向け住宅)の登録を受ける有料老人ホーム整備事業		
<input type="checkbox"/> 認可を目指す認可外保育施設整備事業		

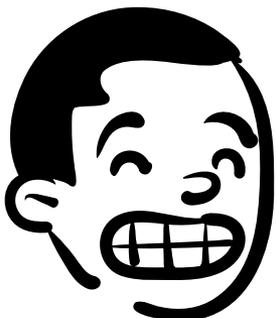
※1 内示渡の場合は内示種が分かる書類(内示書等)を協賛中の場合は協賛種が分かる書類(協賛書等)を添付してご提出ください。

[ 都道府県知事又は市区町村長の意見 ] (該当箇所をチェックを入れてください)	
1 都道府県の各種計画等との整合性	
「当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。」	
「当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。」	
2-1 事業者の適格性(必ずご回答ください)	
「当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められる。」	
「当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であると認められない。」	
理由	
「以下の理由により、当該借入申込者に対し意見を述べる立場にない。」	
理由	
2-2 事業者の適格性(借入申込者が今回行われる施設整備の行役を借入申込者の親戚及び関係団体の役員(法人所轄庁)が員となる場合は欄を空欄)	
「法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者であることを確認した。」	
「法人所轄庁にヒアリングを実施し、当該借入申込者は、当該事業を円滑に遂行し、当該事業を安定的かつ継続的に運営することができる事業者でないことを確認した。」	
「以下の理由により、法人所轄庁にヒアリングを実施していない。」	
理由	
3 当該事業の必要性	
「当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。」	
「当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。」	
「その他、以下の特記事項のとおり。」	
特記事項	
なお、借入申込後において、事業の円滑な整備の実施又は事業の安定的かつ継続的な運営に支障をきたす恐れのある問題を把握した場合には、機構に対し速やかに報告し、その対応を協議する。	
年 月 日	
都道府県知事又は市区町村長	印
独立行政法人福祉医療機構理事長 様	(作成担当課: 課・室(Tel - - ))

※1 施設整備後の整備計画を定款議会で所管している場合は「都道府県知事又は市区町村長」を定款議決案に署名添付してご提出ください。

※2 記名・押印については、委任された方で差し支えありません。

## 【参考事例】

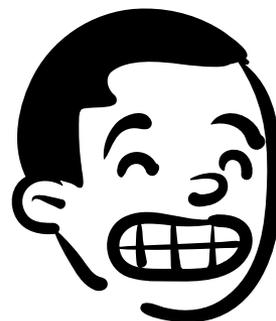


### ①事業者C：保育所の新設計画。

融資相談の段階から運営体制について不明な点があった社会福祉法人について、意見書の中でも**理事長交代が予定されている旨付記されていた**ため、その件について法人担当者にスムーズに確認を取ることができたケース。



法人とも良好な関係を保ちつつ、慎重かつ的確に審査を進めることができた。



### ②事業者D：障害福祉サービス事業所の新設計画。

融資相談の段階では法人設立後間もなく経営実態について不明な点があった株式会社について、**行政担当者による事業所予定地への実地調査を経て意見書発行に至った**ケース



審査の段階で、事業者指定の確度が高いと判断する好材料となったことから、円滑に審査を進めることができた。

# 情報交換・連携について

一部の自治体に対しましては、ご要望に基づき、機構の事前融資相談状況の情報提供を既に実施しているところです。

他の自治体におかれましても、公募への選定先判断にあたりましては、公募に応募している事業者及び事業計画（資金計画、財務収支状況、収支見込等）に対し機構はどのように評価しているのかといった事前融資相談状況を積極的に活用いただき、それを踏まえ自治体における公募採択判断にご活用いただきますようお願いいたします。

公募や事業者選定にあたり、応募予定事業者等を集めた説明会や、都道府県が市町村等の行政担当者向けの説明会を実施される場合には、当機構の職員がお伺いし、事業計画立案の際の留意点や、貸付制度に関するご説明、または簡単な融資相談にも対応しますので、希望される自治体があれば、お気軽にご連絡ください。

## 自治体との連携強化

事前相談の状況の情報提供

公募説明会等での資金計画・事業  
計画策定の留意点等の説明

出張融資相談

整備事業が各種政策に則ったものとして円滑に推進できるよう自治体-事業者-WAMの三位一体の取り組みにより進めていければと考えております。

引き続きご協力をお願いいたします。



#### お問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課

所在地 〒105-8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階

T E L 03-3438-0207